

花巻市指定管理者制度に関する指針

花 巻 市

目 次

1 公の施設の管理	
（ 1 ）管理形態の検討	... 1
（ 2 ）制度の導入	... 1
2 制度の導入方針	
（ 1 ）指定管理者の業務の範囲	... 1
（ 2 ）指定管理者候補者の選定方法	... 2
（ 3 ）指定管理者の指定期間	... 2
（ 4 ）指定管理者候補者の選定基準	... 2
3 制度導入の手続	
（ 1 ）条例の制定又は改正	... 2
（ 2 ）公募等の準備	... 3
（ 3 ）公募の実施	... 3
（ 4 ）公募しない場合の手続	... 3
（ 5 ）候補者の選定	... 4
（ 6 ）指定の議決	... 4
（ 7 ）指定管理者の指定及び協定の締結	... 4
4 制度導入後の対応	
（ 1 ）事業報告書の提出	... 5
（ 2 ）報告、実地調査、指示	... 5
（ 3 ）利用者等からの苦情への対応	... 5
（ 4 ）施設内において事故があった場合の損害賠償請求等の対応	... 6
（ 5 ）指定の取消し	... 6
5 その他の事項	... 6
様式第 1 号（事業報告書）	... 7

花巻市指定管理者制度に関する指針

平成 18 年 9 月 1 日制定
平成 19 年 7 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正

1 公の施設の管理

公の施設の管理については、各施設の設置目的、事業内容、施設規模、現在の管理体制の状況等を十分勘案し、民間事業者、NPO及び地域住民等の能力を積極的に活用することにより、効果的・効率的な管理を行い、市民サービスの向上と施設管理経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度（以下「制度」という。）を導入するものとする。

(1) 管理形態の検討

公の施設の管理については、市の直営以外の施設については制度による管理を選択することになるが、本市が設置するすべての公の施設について、どちらの管理形態を採ることが市民サービスの向上及び管理経費の節減が図られ、施設の設置目的を効果的・効率的に達成できるかを検討していくものとする。

(2) 制度の導入

前記(1)の検討及び導入計画を策定するために、指定管理者制度導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設け、導入計画については、庁議において承認を受けるものとする。

ア 制度の導入の可能性について把握するため、全庁を対象とした調査を定期的に行うものとする。

イ 検討委員会は、上記アの結果を基に、次の判断基準に基づき制度の導入の可否について検討するものとする。

(ア) 制度への移行施設

民間事業者等の能力や運営技術を活用することにより、市民ニーズにあったサービスの充実や経費の削減が期待できること。

民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している、あるいは、民間事業者等も行うことができる業務であること。

利用料金制度を導入することにより、収益が期待できる施設であること。

(イ) 直営施設

法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約があること。

民間事業者等に当該施設の目的を達成できる能力や運営技術がないこと。

施設の性格等、行政で行わなければならない明確な理由があること。

ウ 前記イによる検討の結果、制度の導入が可能と判断された施設においては、総合的な導入計画を策定するものとする。

エ 検討委員会は、指定管理者制度等導入検討委員会設置要領（平成18年10月23日市長決裁）第3条第2項及び第3項に規定する者をもって組織する。

オ 検討委員会は、必要に応じ、関係者に参考人として出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができるものとする。

2 制度の導入方針

(1) 指定管理者の業務の範囲

指定管理者には、原則として施設の管理業務及び本市として当該施設で実施すべき事業に関する業務を包括的に行わせるものとする。

(2) 指定管理者候補者の選定方法

ア 制度を導入するに当たっては、原則として市内に事務所（本社、支店、営業所、事務局等）を有する団体の中から公募による選定を行う。ただし、市内に施設の適切な管理・運営を行うための技術や能力を有する団体がない又は公募による申請がなかった場合は、市外の団体も含めて公募できるものとする。

イ 上記アの規定にかかわらず、次に掲げる場合は公募によらないことができるものとする。

(ア) 施設の設置目的や性格、管理運営実績、事業の継続性、他施設との一体的な管理等を総合的に勘案し、特定の団体を指定管理者に指定することが適切と認められる場合

(イ) 施設の管理運営上、早急に指定管理者を指定する必要がある場合

(3) 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定期間は原則として3～5年とし、当該施設の特性、新規参入機会の確保、指定管理者の安定的な経営、指定管理者が設置する設備・機器等のリース期間等を考慮し各施設の所管部署が判断するものとする。

(4) 指定管理者候補者の選定基準

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定基準については、次に掲げる事項を共通事項とし、全ての事項を満たしている法人その他の団体（以下「団体」という。）の中から選定するものとする。

また、必要により施設毎の特性に応じた事項を追加するものとする。

ア 市民の平等利用が確保されること。

イ 市民へのサービスの向上が図られること。

ウ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

エ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制の下にないこと。

カ 個人情報の取扱いを適正に行える体制が整備されていること。

なお、環境保護、障がい者雇用、地域活動への参加等の社会貢献活動の実績を有する団体の選定にも配慮するものとする。

3 制度導入の手続

制度を導入するに当たっては、条例の制定又は改正、公募、候補者の選定、指定の議決、協定の締結等の手続きが必要となるが、下記の事項については各施設の所管部署において対応することとする。

(1) 条例の制定又は改正

次に掲げる事項を条例に規定すべきものとする。

ア 指定の手続き

申請の方法や選定基準等

イ 管理の基準

住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件、個人情報の取扱い等）

なお、休館日や開館時間について、指定管理者の提案により設定する場合は、条例には事前に市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）の承認を得た場合の規定をするものとする。

ウ 業務の範囲

指定管理者に行わせる業務の具体的な範囲

使用許可、施設・設備の維持管理等の施設管理業務以外に、市が必要と認める業務等を指定管理者に行わせる場合は、その旨を明記するものとする。

（２）公募等の準備

ア 指定管理者に行わせる業務に関する仕様書

申請者が的確な事業計画書を作成できるように、できるだけ詳細な業務仕様書を作成すること。

イ 選定基準

選定の公平性を確保するため、できるだけ詳細な選定基準を定め、公募時には公表すること。

ウ 候補者の選定方法

候補者の選定方法の検討を行うこと。

エ 指定期間

指定管理者の指定期間の検討を行うこと。

オ 利用料金制の採否

原則として利用料金収入と施設管理経費の収支バランスが取れる見込みのある施設に導入することとし、これ以外の施設においても、指定管理者の経営努力を促すとともに、市が支出する委託費の縮減が図られるよう検討を行うこと。

（３）公募の実施

公募を実施する場合については、募集要項を作成し情報提供を行うこととする。

ア 情報提供事項

施設の概要（名称・規模・業務内容・平面図等）、施設管理に関する法令等、開館時間、休館日、指定管理者が行う業務の範囲、業務仕様書、指定期間、応募資格、応募窓口、応募期間、申請書・事業計画書様式、説明会の有無、応募方法、選定方法、選定基準、利用料金制の有無、施設管理経費の取扱い、事故による損害賠償の取扱い等のほか、施設の特性に応じて追加することとする。

イ 情報提供事項の概要を広報紙及び市のホームページに掲載する等、できるだけ広く周知するものとし、詳細な募集要項については説明会時や各所管部署の窓口において配布するものとする。

ウ 申請期間は少なくとも１か月は確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでないものとする。

（４）公募しない場合の手続

公募せずに特定の団体を選定する場合においても、上記の情報提供事項を示し、一定期間を設けて申請書・事業計画書の提出を受けることとする。

(5) 候補者の選定

候補者の選定のため、選定の都度、類似施設単位で設置する「指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

- ア 選定委員会は総務部長、政策推進部長の職にある者をもって充てるほか、必要に応じ、対象施設を所管する部署の職員を充てることのできるものとする。
- イ 上記アの他、選定委員会は、外部委員を入れることを原則とし、透明性、専門性の確保に努める。
- ウ 申請者の役職員又は利害関係者等、公正な審査を期する上で支障が生じ得ると認められる者は、選定委員会の委員となることのできない。
- エ 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は設置要領において定める。
- オ 選定委員会は選定基準に基づき審査を行い、市長等に報告するものとする。
- カ 市長等は上記オの報告に基づき選定を行い、選定後は全ての申請者に対して選定結果を通知するものとする。ただし、申請者からの問い合わせに対し、他の申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとする。

(6) 指定の議決

市長等が指定管理者を指定する場合の議決すべき事項は、次のとおりとする。

議決すべき事項としては、次のとおりである。

- ア 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- イ 指定管理者となる団体の名称
- ウ 指定の期間

(7) 指定管理者の指定及び協定の締結

ア 指定の議決後、指定管理者の指定を文書により行うものとする。

イ 指定管理者の指定を行った場合は、速やかに告示するとともに、次に掲げる事項を市ホームページにおいて公表するものとする。

- (ア) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (イ) 指定管理者となる団体の名称
- (ウ) 指定管理者が行う業務内容
- (エ) 指定管理者の選定理由
- (オ) 選定委員会の名称及び委員氏名
- (カ) 指定の期間

ウ 指定管理者の指定を行った場合は、公の施設の管理運営からの暴力団排除に関する合意書3に基づき、花巻警察署長に通知する。

エ 市と指定管理者の協議により取り決める必要がある事項については、両者間で協定を締結するものとする。

オ 協定に盛り込むべき事項としては、次に掲げる事項を共通事項とし、施設の特性に応じて追加するものとする。

- (ア) 具体的な管理運営業務の内容に関する事項
- (イ) 指定管理者が実施する自主事業に係る協議に関する事項
- (ウ) 再委託に関する事項
- (エ) 利用料金の取扱いに関する事項（利用料金制を導入する場合）
- (オ) 事業報告書の提出に関する事項

- (カ) 本市が支出する委託費に関する事項
- (キ) 物品等の帰属に関する事項
- (ク) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (ケ) 個人情報保護に関する事項
- (コ) 情報公開に関する事項
- (サ) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (シ) 苦情処理に関する事項
- (ス) 事務引継に関する事項
- (セ) 指導及び助言並びに事業協力に関する事項
- (ソ) 留意及び協議に関する事項

カ 再委託については、指定管理者制度において、原則として当該施設における業務を指定管理者が包括的に行うこととなるが、清掃、警備等の個々の業務を専門業者に委託することを妨げるものではないものとする。

ただし、再委託を行う場合は、文書により市長等の承認を得ることとし、使用許可権限や管理に関する主体的な業務を再委託することはできないものとする。

4 制度導入後の対応

(1) 事業報告書の提出

指定管理者が毎年度終了後、市に提出する事業報告書の内容については、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況、当該施設を利用した自主事業の実施状況、アンケートや意見箱等で寄せられた利用者の意見等とし、別記様式第1号によるものとする。

なお、必要により月毎の業務報告を求められることができるものとする。

また、提出された事業報告書等により、指定管理者の業務及び当該施設を利用して行った自主事業について評価を行い、次年度以降の管理業務に反映するものとする。

(2) 報告、実地調査、指示

市は、指定管理者に対して、管理業務や経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、必要な指示をすることができるが、定期的又は抜き打ちによる実地調査を行うことにより、その結果を指定管理者の業務に関する評価に反映させるものとする。

また、調査等により指定管理者が暴力団員等に関係している旨の情報を得た場合、市は花巻警察署と連携し、適切な対応を図るものとする。

(3) 利用者等からの苦情への対応

ア 指定管理者が行った利用許可・不許可に対する不服申立てについては、地方自治法第244条の4の規定に基づき、全て市長が受けることとなる。

イ 施設の管理状況やサービス内容に対する苦情については、第一義的に指定管理者が対応すべきものであり、指定管理者は適切な苦情処理を行う体制を整備する必要があることから、指定管理者の選定に当たっては、この点にも留意すること。

また、苦情の内容によっては、本市においても施設の設置者としての責任があることから、各施設所管部署においては指定管理者の苦情処理対策を常に把握し、必要により苦情処理にあたるものとする。

(4) 施設内において事故があった場合の損害賠償請求等の対応

- ア 施設自体の瑕疵により損害が生じた場合は、国家賠償法第2条の規定により、施設の設置者である本市に損害賠償義務が生じることから、各施設所管部署においては常に施設の破損状況等の把握を行うものとする。
- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者が損害を賠償すること、本市がその損害を賠償した場合においては、本市が指定管理者に対し求償権を有すること、指定管理者の賠償能力を担保するために施設賠償保険の加入を義務付けることを募集要項に明記し、協定書においてもその旨を規定するものとする。

(5) 指定の取消し

- ア 指定管理者が指示に従わないとき、管理を継続することが適切でないと認めるときは、指定の取消し、業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとする。
ただし、指定の取消し、業務の停止ができるのは、指定管理者の責めに帰する事由がある場合であり、市側が一方的な事由により指定の取消し、業務の停止を行うことはできない。
- イ 指定管理者の取消し等を行った場合は、各所管部署において速やかに告示するとともに、公の施設の管理運営からの暴力団排除に関する合意書3に基づき、花巻警察署長に通知する。

5 その他の事項

指定管理者の選定に関し、この指針に規定する事項の他に必要な事項は、所管部署において適宜定めることができる。

指定管理者	所在地 名称及び代表者				
指定管理施設名					
指定管理協定期間	年	月	日から	年	月 日
事業報告期間	年	月	日から	年	月 日

1 職員体制（指定管理施設の管理に従事した職員）

職名	氏名	主な所掌業務

2 施設管理・運営状況

(1) 施設維持管理業務実績（複数の施設がある場合は施設ごとに記入すること）

作業内容	実施日	内容
清掃		
保守・点検		
保安・警備		
施設維持補修		
その他		

(2) 主な事業・イベント

事業・イベント名	開催月日	参加者(人)	内容

施設の維持管理業務のみを行う施設は記入不要

(3) 利用状況

施設名	利用状況	報告年度	前年度	前年度比 (%)	翌年度 計画
	開館日数(日)				
	利用日数(日)				

	利用者数(人)				
	使用料(円)				
	うち減免額				
	開館日数(日)				
	利用日数(日)				
	利用者数(人)				
	使用料(円)				
	うち減免額				

施設の利用形態に応じて適宜様式は変更すること。

(4) 業務の再委託の状況

委託業務名	業務内容	契約金額(円)	業者名

(5) 管理経費の収支状況(施設の決算状況に応じて適宜様式は変更すること。)

【収入】

項目	計画額(円)	決算額(円)	決算額の内訳
収入合計(A)			

【支出】

項目	計画額(円)	決算額(円)	決算額の内訳
支出合計(B)			
収支(A) - (B)			

(6) 施設管理の効率性(収入増加、経費低減)や適正な管理運営に関する取り組み

内容	取り組み状況

--	--

3 利用者の満足度

(1) 利用者からの意見・苦情等への対応

月日	口頭・電話・意見箱等の区分	利用者からの意見・苦情等の内容	対応

(2) 利用者アンケート・ニーズ等の調査結果

調査実施内容	調査年月日	年 月 日											
	調査方法												
	調査対象数												
調査結果	調査分野	回答内容											
		とてもよい		よい		普通		あまりよくない		悪い		無回答	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
	施設管理状況												
	利用条件												
	職員対応状況												
	催し・展示等												
	サービス全般												
利用者からの意見等													

実際の調査項目に応じて、適宜様式を変更すること。

(3) 利用者等の意見を踏まえた改善事項

内容	改善事項	実施時期

4 個人情報の取り扱い

--

5 指定管理者から考えられる当該施設の課題・問題点

--

6 その他管理全般において特筆する内容

--